

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月16日

【発行者の名称】 フランス預金供託公庫  
(Caisse des Dépôts et Consignations )

【代表者の役職氏名】 アラン・ミンツェル (Alain Minczeles)  
財務管理部長  
(*Responsable du département de la gestion financière*)

ミシェル・カディオ (Michel Cadio)  
金融商品部長  
(*Responsable du département des instruments financiers*)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5802-5860

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月7日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、未定となっていた本債券の利率にかかる仮条件が決定しましたので、関連事項を訂正するとともに、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集債券に関する基本事項

#### 2 募集要項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第1【募集債券に関する基本事項】

## 2【募集要項】

(訂正前)

&lt;第1回円貨債券&gt;

債券の名称	第1回フランス預金供託公庫円貨債券(2014)		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	債券の金額の総額	50億円(予定)(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円(予定)(注2)	利率(%)	年(未定)% (年(未定)%~(未定)% を仮条件とする。)(注3)
償還期限	2019年7月30日(注4)	申込期間	2014年7月23日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## &lt; 第2回円貨債券 &gt;

債券の名称	第2回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年（未定）%～（未定）% を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2020年1月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## &lt; 第3回円貨債券 &gt;

債券の名称	第3回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年（未定）%～（未定）% を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2021年7月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## &lt; 第4回円貨債券 &gt;

債券の名称	第4回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年（未定）%～（未定）% を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2024年7月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2014年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

&lt; 中略 &gt;

## 財務代理人

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目5番5号

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

## &lt; 第1回円貨債券 &gt;

債券の名称	第1回フランス預金供託公庫円貨債券(2014)		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	債券の金額の総額	50億円(予定)(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円(予定)(注2)	利率(%)	年(未定)% (年0.10%~0.50%を仮条件とする。)(注3)
償還期限	2019年7月30日(注4)	申込期間	2014年7月23日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## &lt; 第2回円貨債券 &gt;

債券の名称	第2回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年0.10%～0.50%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2020年1月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。



## &lt; 第3回円貨債券 &gt;

債券の名称	第3回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年0.25%～0.65%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2021年7月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

(注1) 本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

## &lt; 第4回円貨債券 &gt;

債券の名称	第4回フランス預金供託公庫円貨債券（2014）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率（%）	年（未定）% （年0.50%～0.90%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2024年7月30日（注4）	申込期間	2014年7月23日（注5）
申込証拠金	なし	払込期日	2014年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内の本店および各支店		

（注1）本債券には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2014年7月下旬頃に決定される予定である。

（注4）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更になった場合、下記「3 利息支払の方法」に記載の利払日も同様に変更される可能性がある。

（注5）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

（注6）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

&lt; 中略 &gt;

## 財務代理人

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

&lt; 後略 &gt;